

前払金に関する特約条項

(総 則)

第 1 条 甲は、この契約条項に定めるところに従い、乙が給付を完了する以前に契約金額の一部を乙に支払うものとする。

(前払金の総額等)

第 2 条 前払金の総額、前払金の総額の契約金額に対する割合、支払回数及び支払時期に支払う前払金の金額は別表のとおりとする。

(前払金の請求)

第 3 条 乙は前払金の支払いを受けようとするときは、支払請求書をもって甲に請求するものとする。

(前払金の支払)

第 4 条 甲は前条に規定するところにより、乙から前払金の請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(前払金の目的外使用禁止)

第 5 条 乙は前払金を当該契約の履行に必要な経費（原価を言う。）以外の目的に使用し又は利用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して前払金を使用し又は利用していると認めるときは、前払金の未精算額の返納を乙に要求することができる。

3 前項に規定する返納の通知、利息等については第 6 条の規定を準用する。

(前払金の調査)

第 6 条 甲は前払金の使用等について必要があるときは、乙の工場、事業所等において帳簿等の調査を行うことができる。

(契約金額の変更及び解除による前払金の返納)

第 7 条 甲が乙に前払金の支払いをした後、契約金額を変更した場合において、前払金の未精算額が変更後の契約金額に第 1 条に規定する前払金の割合を乗じて得た額を超過するとき又は変更後の契約金額が前払金の額に満たないとき若しくは契約を解除する場合において前払金の未清算があるとき、甲はその部分に相当する金額の返納を乙に要求することができる。この場合において乙は、当該金額を契約の変更又は解除の日から 15 日以内に甲の指定する日

(以下「返納期限」という。) までに甲に返納しなければならない。ただし、天災地変その他乙の責に帰することができない事由のある期間は、この期間に算入しないものとする。

2 乙は、前項に規定する返納期限までに返納金額を返納しないときは、当該返納金額に年3.0%の利率を乗じて得た金額を加算して甲に返納しなければならない。

3 甲は、当該契約又は他の契約にかかる支払代金がある場合は、その支払代金から前各項の規定により、乙が返納すべき金額についてこれを相殺することができる。

(前払金の精算方法)

第8条 前払金の精算は、乙が代金の支払いを受けるときに行うものとし次の各号によるものとする。

(1) 契約物品の納入を完了したとき、前払金を甲が支払う代価に充当し精算するものとする。

(2) 契約物品が分割して納入される場合において、甲が既済部分に対する代価の支払い(以下「部分払」という。)をするとき、前払金を部分払金額に充当し精算する。ただし、部分払金額が前払金に満たないときは、部分払金額が前払金相当額に達するまで順次この方法により前払金を精算するものとする。

(3) 契約物品が分割して納入される場合において、甲が既済部分相当額に前払金の契約金額に対する割合を乗じて得た額を充当し、当該充当額を精算額とし、精算額が前払金相当額に達するまで順次この方法により前払金を精算するものとする。